

随意契約報告書

- | | | |
|----|---------|--|
| 1 | 担 当 課 | 広域行政課総務企画係 |
| 2 | 施 行 番 号 | 契中恵広総 第 3 号 |
| 3 | 事 業 名 | 広域ごみ処理施設整備基本計画検討業務 |
| 4 | 事 業 場 所 | 中津川市・恵那市内 |
| 5 | 事 業 概 要 | 発注者が作成した「一般廃棄物処理施設整備基本構想」及び既往文献を参考に、以下の業務を行うものとする。
(1) 循環型社会形成推進交付金を念頭にした調整項目の優先順位の検討
(2) 両市が行う検討の基礎資料作成
(3) 会議等の出席 |
| 6 | 期 間 | 令和7年4月21日 ～ 令和8年3月27日 |
| 7 | 請 負 金 額 | 14,465,000円 |
| 8 | 契約締結日 | 令和7年4月21日 |
| 9 | 契約相手方 | 住所 愛知県名古屋市中区栄二丁目4番3号
名称 株式会社エックス都市研究所 中部事務所
所長 東 修 |
| 10 | 随 契 理 由 | 地方自治法施行令 167 条の2 第1項第2号

別紙のとおり |

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約を締結することができる場合	今回の契約が左記に該当することの説明
不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	本業務は、令和6年度事業の一般廃棄物施設整備基本構想及び建設候補地選定基準策定関連支援業務（以下「令和6年度委託業務」という。）により策定した、ごみ処理方針の構想を基に、広域ごみ処理施設整備基本計画の策定を目標とする中津川市および恵那市（以下「両市」という。）の調整・協議事項について検討を行うものである。 本業務の実施にあたり、両市の現状課題を把握したうえで解決に向けた方法等の提案を行うことが要求される。 株式会社エックス都市研究所は、令和6年度委託業務の請負により、基本構想の策定、建設候補地の選定にかかる公募要項、候補地の評価基準の作成にあたり両市間の現状・課題を把握・分析されており、また、他地域での廃棄物処理施設整備に関する多くの業務実績を有している。 他の業者へ委託となった場合、両市の現状把握やこれまでの経過について、打合せ協議等新たな経費及び期間を要すことから、今後の業務の進捗に支障をきたすため株式会社エックス都市研究所に委託する。